

第 29 号議案

豊川市企業立地促進条例の一部改正について

豊川市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 21 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊川市企業立地促進条例（平成 13 年豊川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 9 条第 1 2 項」を「第 9 条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、都市計画法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。